

里帰り介護で一時預かりを利用される方へ

認可保育所等が実施している一時預かりは、原則として米子市に住民票があるお子さんしか利用できません。ただし例外として、里帰り介護を理由として一時預かりの利用を希望される場合は利用いただけます。

利用の際は以下についてご確認ください。

○対象者

保護者の里帰り介護に同行した、米子市に保護者の実家がある児童

※住所地の市町村で保育所等に在籍している方もご利用いただけます。

○利用日数

最大12日間まで（連続・非連続どちらでも良い）

○利用期限

1か月間

※1か月を超えて利用を希望される場合は、住民票を米子市に移していただくか、保育所等の入所をご検討下さい。

○その他のサービス

認可外保育施設が実施している一時預かりについては、米子市で制限を設けていません。

対象施設は米子市HPの「届出保育施設等一覧」をご覧ください。

米子市こども支援課

0859-23-5177